鹿児島県公報

平成26年8月15日(金)第3034号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 2

(森づくり推進課取扱い) 2

(社会福祉課取扱い) 2

(社会福祉課取扱い) 2

(漁港漁場課取扱い) 3 (漁港漁場課取扱い) 3

ページ

告示

- ○保安林の指定の解除(2件) (森づくり推進課取扱い)1
- ○保安林の指定の解除予定
- ○保安林の指定の解除予定の通知
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定
- ○海岸保全区域の廃止
- ○海岸保全区域の指定
- ○公共測量の実施
- ○都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

(監理課取扱い) 4

写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告(5件)

(商工政策課取扱い) 5

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築課取扱い) 8

公安委員会公告

○警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告

(生活安全企画課取扱い) 8

告示

鹿児島県告示第856号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

霧島市横川町中ノ字城山447番1・447番33(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第857号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 垂水市新城字辺田713番乙・714番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第858号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所 西之表市伊関字外園1156番4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

鹿児島県告示第859号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊毛郡中種子町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第860号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------|------------|
| こどもの森小児科クリニック | 指宿市東方8320-4 | 平成26年7月31日 |

鹿児島県告示第861号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指

定した。

平成26年8月15日

| 鹿児島県知事 | 伊藤祐一郎 |
|-----------------|-------|
| 四 12 2 13 41 41 | |
| | |

| 名称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|------------|
| 馬場デンタルクリニック | 姶良市加治木町本町16 | 平成26年6月26日 |
| ゆだデンタルクリニック | 日置市伊集院町徳重87-1 | 平成26年7月1日 |

鹿児島県告示第862号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、平成4年8月12日鹿児島県告示第1496号で指定した鹿児島県薩摩沿岸久志漁港海岸保全区域を廃止する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第863号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

久志漁港海岸保全区域

鹿児島県薩摩沿岸久志漁港海岸

| 鹿児島県隆摩沿岸久志漁港海岸 | | | | |
|-----------------------|-------------------------|--------------|--|--|
| 区域 | 基点 | 補 助 点 | | |
| 1 久志漁港大久志地区 | 1 南さつま市坊津町久志字鹿籠松 | 1の1 基点1から | | |
| 海岸 | 2425番の標くいの点 | 191度00分190メー | | |
| 基点1から基点6ま | 2 基点1から321度00分120メートル | トルの点 | | |
| でを順次直線で結んだ | の点 | 2の1 基点2から | | |
| 線並びに基点6,補助 | 3 基点2から312度00分100メートル | 236度00分150メー | | |
| 点6の1,同4の1, | の点 | トルの点 | | |
| 同2の1,同1の1及 | 4 基点 3 から305度00分100メートル | 4の1 基点4から | | |
| び基点1を順次直線で | の点 | 195度00分155メー | | |
| 結んだ線により囲まれ | 5 基点4から278度00分80メートル | トルの点 | | |
| た地域 | の点 | 6の1 基点6から | | |
| | 6 基点 5 から257度00分110メートル | 166度00分125メー | | |
| | の点 | トルの点 | | |
| 2 久志漁港間之浦南地 | 1 南さつま市坊津町久志字塩屋6592 | 1の1 基点1から | | |
| 区海岸 | 番の標くいの点 | 172度00分27メー | | |
| 基点1と基点2を直 | 2 基点1から273度00分75メートル | トルの点 | | |
| 線で結んだ線並びに基 | の点 | 2の1 基点2から | | |
| 点2,補助点2の1, | | 186度30分50メー | | |
| 同1の1及び基点1を | | トルの点 | | |
| 順次直線で結んだ線に | | | | |
| より囲まれた区域 | | | | |
| 3 久志漁港間之浦北地 | 1 南さつま市坊津町久志字塩屋6619 | 1の1 基点1から | | |
| 区海岸 | 番の標くいの点 | 330度00分35メー | | |
| 基点1から基点3ま | 2 基点1から52度00分40メートルの | トルの点 | | |
| でを順次直線で結んだ | 点 | 2の1 基点2から | | |
| 線並びに基点3,補助 | 3 基点2から20度00分57メートルの | 304度00分40メー | | |
| 点3の1, 同2の1, | 点 | トルの点 | | |
| 同1の1及び基点1を | | 3の1 基点3から | | |
| 順次直線で結んだ線に | | 289度00分30メー | | |
| より囲まれた区域 | | トルの点 | | |

基点1から基点4ま でを順次直線で結んだ 線並びに基点4,補助 点4の1, 同3の1, 同2の1, 同1の1及 び基点1を順次直線で 結んだ線により囲まれ た区域

5 久志漁港久志地区海 岸

基点1から国道226 号の海側の線を基点2 まで結んだ線並びに基 点2、補助点2の1、 同1の1及び基点1を 順次直線で結んだ線に より囲まれた区域

6 久志漁港田崎地区海 岸

基点1と基点2を直 線で結んだ線並びに基 点2,補助点2の1, 同1の1及び基点1を 順次直線で結んだ線に より囲まれた区域

- 4 久志漁港末柏地区海 1 南さつま市坊津町久志字村屋敷 1 7991番の標くいの点
 - 2 基点1から265度00分88メートル の点
 - 3 基点2から233度30分200メートル の点
 - 4 基点3から186度00分115メートル の点
 - 1 南さつま市坊津町久志字赤迫1953 番8の標くいの点
 - 2 南さつま市坊津町久志字平尾2081 番1の標くいの点
 - 1 南さつま市坊津町久志字田崎193 番4の標くいの点
 - 2 基点1から68度00分130メートル の点

- 1の1 基点1から 185度00分69メー トルの点
- 2の1 基点2から 164度00分70メー トルの点
- 3の1 基点3から 115度00分80メー トルの点
- 4の1 基点4から 103度00分75メー トルの点
- 1の1 基点1から 299度00分160メー トルの点
- 2の1 基点2から 299度00分125メー トルの点
- 1の1 基点1から 338度00分100メー トルの点
- 2の1 基点2から 338度00分100メー トルの点

鹿児島県告示第864号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 平成26年7月9日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の地域 中種子町納官, 野間及び増田の各地内

鹿児島県告示第865号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定により枕崎市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項 において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画市場
 - (2) 名称 枕崎市外港南側水産物地方卸売市場
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県十木部都市計画課

公告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年8月15日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ出水店

出水市中央町1481番 外6筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第5条第1項の規定による新設に関する届出 平成26年3月24日
- 3 意見の概要
 - (1) 空調設備,変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について,事前の調査では影響は少ないと予測されているが,周辺住環境に十分配慮し,騒音対策を徹底すること。
 - (2) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
 - (3) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
 - (4) 上記及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己 の責任において迅速に処理すること。
 - (5) 工事の際は市道及び法定外公共物の施設を汚損しないこと。
 - (6) 土砂,汚水,油等を用悪水路に流出させないこと。
 - (7) 機材等の搬入搬出する際, 道等の公共施設を汚損しないこと。
 - (8) 万が一,上記に反するような事態が生じた場合,それぞれの施設管理者に報告し,指示 を仰ぐこと。
 - (9) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
 - (10) 出水市では、市内全域が景観計画区域であるため、延べ床面積が500平方メートルを超える建築物や4メートルを超える広告塔を新築する場合には、行為着手の30日前までに景観計画区域内行為届出が必要である。

また、当該地は屋外広告物の第3種制限地域であるため、敷地内の広告物の合計面積が20平方メートルを超える場合は、許可が必要である。

なお、出水市景観形成基準により屋外広告物等についても、使用できる色が制限されて おり、コーポレートカラーであっても、使用出来ない彩度等もあることから、出水市景観 形成基準を満たすこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年8月15日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地タイヨー星ヶ峯店

鹿児島市星ヶ峯四丁目3964番3

2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年3月6日

- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。

- イ 変更した開店時間の範囲において、新たに店舗駐車場出入口部付近の市道で交通渋滞等を生じないよう、適切な対応を行うとともに、周辺の教育施設(小中学校、幼稚園) 及び保育園の生徒、児童の登校、登園時の安全確保に配慮すること。
- (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - イ 駐車場の利用可能時間帯及び開店時刻の変更に伴い,駐車場及び荷さばき施設の利用 時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから,児童・生徒の交通安全の確保や交通 安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
- (3) 環境保全(騒音・廃棄物等) について

騒音規制法に基づく特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年8月15日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー松元店

鹿児島市石谷町1218番1 外15筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年3月6日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について

従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。

- (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - イ 駐車場の利用可能時間帯及び開店時刻の変更に伴い,駐車場及び荷さばき施設の利用 時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから,児童・生徒の交通安全の確保や交通 安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年8月15日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー新上橋店

鹿児島市鷹師二丁目6番2 外2筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年3月6日

- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。
 - イ 駐車場を新設することに伴って、歩道を横断する車両が増加することが見込まれるこ とから歩行者等の通行の利便性や安全性が損なわれることがないよう配慮すること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあ たっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音 対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - イ 駐車場の利用可能時間帯及び開店時刻の変更に伴い、駐車場及び荷さばき施設の利用 時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通 安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - ウ 駐車場の出入口については「大規模小売店舗を設置するものが配慮するべき事項に関 する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとするよう努 めること。
 - (3) 環境保全(騒音・廃棄物等) について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規 制基準を遵守すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に より鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年8月15日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス上福元店

鹿児島市上福元町5860番地1

- 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年3月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 誘導案内広報,適切な誘導員の配置により,届出計画を徹底し,今回の変更事項に関 して、新たに店舗駐車場出入口部付近の市道で交通渋滞等を生じないよう、適切な対応 を行うこと。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 駐車場・駐輪場の位置及び収容台数,駐車場の出入口数及び位置の変更に伴い,周辺 地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や駐車場減少による車両の付近道路交通への 支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても 十分な対策を講ずること。
 - イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続 きを行うこと。
 - ウ 駐輪場の収容台数が31台減となっているが、利用車両が収容できない場合は、別途確
 - エ 利用者にわかりやすいよう、駐輪場の案内表示等を行うこと。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年8月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市上川内町字横峯4039番1の一部,4040番,4041番,4042番,4043番,4046番,4047番,4048番,4049番,4050番,4055番,4056番,4059番,4061番1,4065番1,4077番1,4079番,4042番地先水路の一部及び4042番地先里道並びに字公佛4267番,4268番,4271番及び4271番1

2 公共施設の種類,位置及び区域

水路 薩摩川内市上川内町字横峯4271番の一部及び4271番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市上川内町3255番地

株式会社ミクラクリエイト

代表取締役 外菌太一郎

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級検定を次のとおり実施する。

平成26年8月15日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務1級

- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時

平成26年11月15日(土)午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 受検定員

30人(受付先着順とする。)

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているものの うち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」 という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務 に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した 場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間

平成26年10月7日(火)から同月17日(金)まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出書類
 - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書(以下「検定申請書」という。) 1通
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0セン チメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を 記入したもの) 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通
 - オ 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後,交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)に該当する場合に限る。) 1通
 - カ 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(2)に該当する場合に限 る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請(受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

14,000円(14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。)なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお,実技試験においても,合格点に達しないことが明らかになった場合は,その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し,以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日, 合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話099-206-0110 (内線3032・3033)